

健康第 1517 号
平成 29 年 3 月 21 日

健康福利課長
文書学事課長
高齢対策課長
障害福祉課長
こども政策課長

様

保健福祉部長

栃木県特定給食施設等指導要綱の一部改正について（通知）

特定給食施設の指導については「栃木県特定給食施設等指導要綱」に基づき実施しているところですが、この度別添のとおり改正することとしました。

つきましては、貴管下給食施設への周知をお願いいたします。

健康長寿推進班 担当 齋藤

TEL 028-623-3094/FAX 028-623-3920

e-mail saitoum19@pref.tochigi.lg.jp